

15 岩座神地区文書史料翻刻

京都府立大学文学部文化情報学研究室

兵庫県多可郡多可町岩座神の岩座神地区文書の内、近世後期から明

治初年における寺社取調、村入用に関係する史料を中心に選定し翻刻した。翻刻は、京都府立大学文学部文化情報学研究室が行った。

細目次

- (1) 近世後期から明治初年における岩座神村の寺社取調
- ① 安政三年 「氏神五霊大明神并氏寺両所釣鐘名并豎幅寸法書上帳」
(岩座神地区文書一〇八)
 - ② 明治三年 「本末寺院其外明細帳」(同二一一)
 - ③ 明治三年 「氏宮書上帳」(同二一一二)
 - ④ 明治四年 「神社取調書上帳」(同二一一三)
 - ⑤ 明治四年 「社寺領郷村高其外取調書上帳」(同二一一四)
 - ⑥ 明治五年 「神社取調書上帳」(同二一一五)
 - ⑦ 明治五年 「神社書上帳」(同二一一六)
 - ⑧ 明治五年 「神光寺取調」(同二一一七)
 - ⑨ 明治十二年 「神社寺院取調書上」(同二一一八)
- (2) 近世後期から明治初年における村小入用・明細・証文
- ⑩ 享和四年 「御貸附式朱判拝借証文之事」(同二一九一)
 - ⑪ 文化十四年 「子正月〆十二月迄村中小入用帳」(同二一九〇)
 - ⑫ 嘉永六年 「仁王門修覆諸入用控帳」(同二一九五)
 - ⑬ 安政七年 「去未正月〆十二月迄村中小入用帳」(同二一九)
 - ⑭ 文久二年 「去酉正月〆十二月迄村中小入用帳」(同二一九六)
 - ⑮ 元治元年 「去亥正月〆十二月迄村中小入用帳」(同二一九四)
 - ⑯ 元治二年 「去子年正月〆十二月迄村中小入用帳」(同二一九三)
 - ⑰ 明治五年 「去ル未年村中惣入用書上帳」(同二一三〇)
 - ⑱ 文久二年 「岩座神村明細帳」(同二一四三)

凡例

- ・活字化にあたり改行を変更し、一部体裁を改めた箇所がある。また読みやすさを重視し、適宜読点と並列点を付した。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用し、常用外漢字については正字を使用した。ただし地名・人名に関して適切と思われる場合には原史料の表記通りとしたほか、「扣(控)」・「メ(しめ)」なども原史料の表記通りとした。また「并(并)」は「并」に統一した。
- ・変体仮名や仮名合字は原則として現用字体に改めた。ただし助詞の「者(は)」・「江(え)」・「而(て)」・「与(と)」・「茂(も)」については該当する漢字を用いた。助詞の「二」・「方(より)」は原史料の表記通りとした。
- ・踊り字は、漢字には「々」、平仮名には「ゝ・ゞ」、片仮名には「ゝ・ゞ」を用いた。
- ・誤字は正しい字を()でくくり、脱字は(○脱)、衍字は(衍)と付記した。また文意が不明である場合は(ママ)と付記した。ただし慣用の漢字や当て字(「姓」と「性」など)は、表記通りとした。
- ・闕字・平出・擡頭は紙幅の都合上全て省略した。
- ・印に関して、押印があるものは(印)、写しである場合は「印」、花押は(花押)と表記した。ただし割印・捨印・継目印などは省略した。
- ・判読不能の文字については、字数が明らかな場合は□、不明である場合は「」で表記した。
- ・表紙・裏表紙・別紙などがある場合は「」でくくって表現し、(表紙)・(裏表紙)・(別紙)と傍記した。
- ・その他注記がある場合は、()内に適宜表記した。

(1) 近世後期から明治初年における岩座神村の寺社取調

【史料1】安政三年「氏神五霊大明神并氏寺両所釣鐘名并豎幅寸法書上帳」(岩座神地区文書一〇八)

(表紙)

「安政三辰歳四月

氏神五霊大明神并氏寺

両所釣鐘名并豎幅寸法書上帳

播州多可郡

岩座神村

扣

五霊大明神 御宝前

釣鐘但シ豎式尺六寸・幅壹尺八寸

宝曆四甲戌天十一月二日

多可郡岩座神村

当国姫路野里住

治工 芥田五郎右衛門

宗郷

来光院神光寺

本堂本尊十二面観音 宝前

釣鐘 但シ豎式尺七寸・幅式尺

于時享保十一丙午歳

三月十八日

現住妙彌隆範代

発起願主

武州豊嶋郡江戸住人

菊池十蔵藤原武俊

右者当村氏神并二氏寺両所二有之候釣鐘之名前書奉書上候通相違無御座候、以上

播州多可郡

安政三年

岩座神村

辰四月

百姓代

茂右衛門印

年寄

倉次郎印

庄屋

藤四郎印

白石忠太夫様

御役所

【史料2】明治三年「本末寺院其外明細帳」(同二一一)

(表紙)

「明治三年

本末寺院其外明細帳

庚午九月

播磨国多可郡

岩座神村」

真言宗古儀派

播州多可郡

本山京都

岩座神村

一 御室御所未 萬靈山小寺

神光寺(印)

住職隆昌(花押)

但シ無檀寺ニ御座候

一 境内 壹町六反歩

但シ御除地先前高入ニ無御座候

一 除地 四反三畝四歩 仏供料

但シ境内高引ツゞきニ御座候、先前高入ニ無御座候

仁王門境内

一 除地 壹畝三分

但シ先前高入ニ無御座候

右者当村寺院本末其外取調候処書面之通りニ相違無御座候、已上

明治三年

庚午九月

右村百姓代

藤四郎(印)

年寄 兵藏(印)

庄屋 茂右衛門(印)

兵庫県

御役所

【史料3】明治三年「氏宮書上帳」(同二一一二)

(表紙)

「明治三年

氏宮書上帳

午五月 播州多可郡

岩座神村」

乍恐奉御届ケ申上書附之事

当御支配所播州多可郡岩座神村

一 御触書之御趣意乍恐氏神五靈大明神御神体相改申候処、白幣有之外

之品何茂無御座候、外ニ随神門壹ヶ所此内左右御神之姿被成候体御

座候、右之外、別峰小宮とも一切も無御座候、此段奉御届ケ申上候、

以上

御手ニ弓矢を御持被成候之御姿御座候、此内ニ御手

弓矢御持「」左右ニ有之候、右之外

乍恐 峰峰

午五月

百姓代 藤四郎(印)

年寄 兵藏(印)

庄屋 茂右衛門(印)

兵庫県

民政局

御役所

【史料4】明治四年「神社取調書上帳」(同二一一三)

(表紙)

「明治四年

神社取調書上帳

上

辛未二月 播磨国多可郡

岩座神村

「下帳」

氏神

五霊大明神 播磨国多可郡岩座神村鎮座、

但シ式外ニ御座候、府藩県別段崇敬之社ニ而者無御座候

一宮社 壹間ニ壹間 并ニ大小之建物無御座候

一拝殿 貳間・三間

一祭神 勸請年季相分り不申候、御幣勸請と申伝へ申候

一祭日 毎年九月十五日ニ御座候

一神位之儀者相分り不申候

一社地七反歩七拾間二三拾間 御除地五霊大明神山林境内ニ御座候

地所古今沿革無御座候

一勅願所ニ而者無御座候

宸翰

一勅額御撫物御玉串等無御座候

一造営之儀ハ神職普請ニ無御座、式年等無御座候

一摂社末社無御座候

一社職之儀ハ当人廻りニ相勤来り申候

一社管轄之儀ハ当県ニ御座候

一同管轄之庁迄距離里数岩座神村ヨリ十八里廿丁

右之通り取調相違無御座候、已上

明治四年 岩座神村百姓代

辛未二月

木原藤四郎(印)

年寄

木原兵藏(印)

庄屋

木原茂右衛門(印)

兵庫県

御役所

【史料5】明治四年「社寺領郷村高其外取調書上帳」(同二一四)

(表紙)

「明治四年

社寺領郷村高其外取調書上帳

未六月 播州多可郡

岩座神村」

氏神

一除地七反歩七拾間二三拾間 五霊大明神境内

内小社有

此内ニ木数四拾七本、但し檜杉檜、此弘代金凡所相場金拾五兩

外ニ壹尺廻り迄之杉檜三百本計り御座候得共、当村ノ壹里半人眉ニテ

津出候ニ付、多分駄賃相掛り買人無御座候ニ付、相場相分り不申候

萬靈山

一除地壹町六反歩百貳拾間ニ四拾間 神光寺境内

内観音堂有 四間ニ三間半

此内二木数式拾八本、但シ杉楡、此弘代金凡所相場金三両
外二壹尺廻り迄杉楡百五拾本計り御座候得共、当村の壹里半人眉にて
津出候二付、駄賃多分相掛り買人無御座候故、相場相分り不申候

〔^(朱書)檢地帳二者畑二有之候へ共、前々右田二記し年曆不知〕

神光寺

畑四反三畝四部 仏供料

作人之義者住僧直作仕候二付、作督取込込、此六ヶ年平均左二印奉
申上候

六ヶ年平均

物成

子年「^(貼紙)米壹石壹斗五合」

丑年 米六斗五升壹合

寅年 米八斗六升八合

卯年 蕎麥三石三升八合

辰年 九斗五升四合

巳年 七斗八升壹合

此渡方

六ヶ年平均 壹ヶ年二九斗五升九合 小作宛米

神光寺

一除地壹畝三部^(巻) 六間・五間半 仁王門地内

内門 三間・式間

右当村社寺領郷村高井二除地高現収納其外とも取調候処、書面之通相
違無御座候、以上

明治四年

未六月

右村百姓代

藤四郎(印)

年寄

兵藏(印)

庄屋

茂右衛門(印)

兵庫県

御役所

【史料6】明治五年「神社取調書上帳」(同二一五)

(表紙)

「明治五年壬申六月

神社取調書上帳

多可郡

岩座神村」

多可郡

岩座神村鎮座

五霊神社

一神体相分不申候

一末社無御座候

一除地境内七反歩

一氏子 壹ヶ村

一元朱黒印地除地無御座候

一元朱黒印地除地山林無御座候

(印) 神印

右村百姓代

木原藤四郎 (印)

年寄

木原兵藏 (印)

庄屋

木原茂右衛門 (印)

右之通相違無御座候、以上

明治五年壬申六月

飾磨県

御役所

一氏子壺ヶ村

一元朱黒印地除地無御座候

一元朱黒印地除地山林御座候

右之通相違無御座候、以上

明治五年申六月

右村百姓代

年寄

木原兵藏 (印)

庄屋

木原茂右衛門 (印)

(印) 社印

飾磨県

御役所

【史料7】明治五年「神社書上帳」(同二一六)

(表紙)

「明治五年申六月

神社書上帳

多可郡

岩座神村

多可郡

岩座神村鎮座

五霊神社

一神体相分り不申候

一末社無御座候

【史料8】明治五年「神光寺取調」(同二一七)

真言宗古義派

飾磨県管轄播磨国多可郡

西京

岩座神村

一本山仁和寺末 神光寺

創立開山法道仙人、年曆不詳、第快圓、第三世眞政、第四世玄忍、第五世快詠、第六世明道宝曆二申年、第七隆稚延宝八申年死、第九世龍諄安政六未年死又

加西郡市場村商藤太郎

二男同国神西郡田口村七種山

作門寺二於テ得度又万延元

申住職又

一境内 除地壹丁六反歩内

一檀家 無之

右之通相違無御座候、以上

明治五壬申年

八月

取調書上相違無御座候、以上

取締

金蔵寺(印)

【史料9】明治十二年「神社寺院取調書上」(同二一八)

(表紙)

「明治十二年九月上伸下帳

神社寺院取調書上

播磨国多可郡多神村ノ内

旧多棚釜村

岩座神村」

播磨国多可郡旧多棚釜村五拾貳番地字田尻 無格社

一祭神 大歳神社

一由緒 鎮座年月不詳

一社殿間数 桁三間・梁壹間半

一境内坪数 百三拾三坪 地種 官有地第一種

一境外所有地 無之

一信徒人員 廿壹員

一県庁迄里数 貳拾五里三拾丁

右之通相違無御座候也

明治十二年九月播磨国多可郡多神村

大年神社受持祠官

訓導 児嶋正成

右神社信徒惣代

谷半治左衛門

全谷尾秀三郎

戸長

谷尾太右衛門

兵庫県令森岡昌純殿

播磨国多可郡旧多棚釜村三百廿四番地字向イ

無格社

廣嶺神社

廣嶺神社

一祭神 素盞鳴命

一由緒 天保十三寅年三月建立

一社殿間数 桁七間半・梁七間

一鋪地坪数 拾四坪 地種民有地第二種

一信徒人員

一県庁迄里数 廿五里三十丁

右之通相違無御座候也

明治十二年九月播磨国多可郡多神村

廣峰神社受持祠官

訓導兒嶋正成

右神社信徒惣代

谷半治左衛門

全谷尾秀三郎

戸長

谷尾太右衛門

県令宛

播磨国多可郡旧多棚釜村式百拾五番地字垣内

阿弥陀堂

一本尊(有力) 阿弥陀如来

一由緒 寛政十年午七月建立

一堂宇間数 桁二間・梁二間

一境内坪数 廿九坪 官有地第一種

一信徒人員

一県庁迄里数 廿五里三十丁

右之通相違無御座候也

明治十二年九月 播磨国多可郡多神村

阿弥陀堂受持

教導荒木経明

右村信徒惣代

谷尾秀三郎

全谷半治左衛門

戸長

谷尾太右衛門

県令宛

播磨国多可郡旧岩座神村五拾壹番地字藤ノ向イ

村社

五霊神社

高皇産霊命

神皇産霊命

一祭神 火産霊命

稚産霊命

津速霊命

一由緒 鎮座年月不詳

一社殿間数 桁三間・梁式間五尺 次二一拜殿間数桁三間・梁式間

一境内坪数 式百六拾三坪 地種 官有地第一種

一境内神社 式社

末社

宮嶋神社

一祭神 龍神女神 巖嶋姫命

一由緒 年月不詳

一社殿間数 桁壹尺・梁壹尺

末社

金毘羅神社

一祭神 金山彦命 大己貴命

一由緒 年月不詳

一社殿間数 桁壹尺五寸・梁三尺

一十拝殿間数 桁五間・梁貳間

一境外所有地 無之

一氏子戸数 貳拾六戸

一県庁迄里数 貳拾六里

右之通相違無御座候也

明治十二年九月

祠官

右神社氏子惣代

木原半左衛門

全安田文右衛門

戸長

谷尾太右衛門

兵庫県令森岡昌純殿

播磨国多可郡旧岩座神村貳百三拾七番地字行ノ本

仁和寺

本山京都仁和寺末寺

真言宗新議(儀方)派神光寺

一本尊 十一面觀音

一由緒 慶長拾六年再建、以前ノ義ハ不詳

一堂宇間数 桁四間・梁五間

一境内坪数 三百廿七坪 地種官有地第一種

一境内堂寺 式ヶ所

梵鐘堂

一鐘堂間数 壹間壹尺・壹間壹尺

一由緒 宝曆四戌十一月三日鑄

一寺 壹ヶ寺 但桁五間・梁三間半

一境外所有地 無之

一無檀 信徒人員廿六員

一県庁マテ里数 貳拾六里

右之通相違無御座候也

明治十二年九月 真言宗

神光寺 無住

播磨国多可郡多神村 右村講中惣代

神光寺請持 安田与右衛門

教導 荒木経明 木原喜兵衛

戸長

兵庫県令森岡昌純殿 谷尾太右衛門

(表紙)

明治十年六月改

社寺取調書上

播磨国第四大区三小区

多柵釜邨

岩座神村」

第四大区第三小区

播磨国多可郡多柵釜村鎮座字田尻

撰社

大歳神社

祭神大歳命

由緒

鎮座年月不詳

社殿間数

桁三間・梁壹間半

境内坪数

百三拾三坪

官有地

内反別四畝拾三步

除地

祠掌

神崎繁夫

氏子戸数

無御座

壹ヶ年分経費

金壹円五十銭

第四大区三小区

播磨国多可郡多柵釜邨字田尻位置

鎮座字向イ

撰社

廣嶺神社

祭神素戔鳴尊

由緒 天保十三寅年三月建立

社殿間数 桁壹間半・梁壹間

境内坪数 拾四坪

民有地

内反別拾四步

祠掌

神崎繁夫

氏子戸数

無御座

壹ヶ年分経費

金無御座

第四大区三小区

播磨国多可郡多柵釜邨字向イ位置

字垣内

阿弥陀堂

創建

寛政十年午七月建立

堂宇間数

桁貳間・梁貳間

境内坪数

貳拾九坪

但官有地

反別貳拾九步

除地

右阿弥陀堂之儀、同国同大区西脇村西光寺住職荒木経明受持二御座候

第四大区第三小区

播磨国多可郡岩座神村鎮座字坂之下

村社

五霊神社

商皇産靈命

神皇産靈命

祭神 火産靈命

稚産靈命

津速産靈命

由緒 鎮座年月不詳

社殿間数 桁三間・梁貳間五尺

拝殿間数 桁五間・梁貳間

境内坪数 貳百六拾三坪

□□間数 桁壹間・梁貳間

官有地

内反別八畝貳拾三步

除地

祠掌 神崎繁雄

後壹ヶ年分経費 金貳円

前氏子戸数 貳拾七戸

第四大区三小区

播磨国多可郡岩座神邨字坂之下位置

鎮座字同所

末社 但小社之儀□□□□二□

宮嶋神社

祭神龍神女神

由緒 鎮座年月不詳

社殿間数 桁壹尺・梁壹尺

末社

金毘羅神社

祭神金山彦命

由緒 鎮座年不詳

社殿間数 桁壹尺五寸・梁壹三尺

荒田神社祠掌神崎繁夫受持御座候

神光寺

創建年月 慶長拾六年建立

観音堂間数 桁四間・梁五間

神光寺間数 桁五間・梁五間

物置場間数 桁四間・梁貳間

仁王門間数 桁貳間・梁壹間半

釣堂□□堂間数 桁貳間・梁三間半

境内坪数 三百貳拾七坪

但官有地

反別壹反廿七步

除地

無住

檀家戸数 無御座

壹ヶ年経費 金三円

右神光寺之儀、同国同大小区西脇邨西光寺住職荒木経明受持二御座候、

右社寺取調書上候所相違無御座候、已上

右村戸長

谷尾市郎

(表紙)

「明治十年丑二月調

神社取調書上

第四大区第三小区

多棚釜邨

岩座神村」

第四大区三小区

播磨国多可郡多棚釜村鎮座字田尻

撰社大歳神社

祭神大歳命

祭日・九月九日

由緒

建立年曆不詳

社殿間数

桁三間・梁壹間半

境内坪数

百三十三坪

祠堂

神崎繁雄

氏子戸数

無御座

撰社大歳神社

播磨国第四大区三小区

百姓持山

多棚釜村鎮座字田尻

百姓持山

社殿

(図略)

道

田

百姓芝地

百姓持山 北

鎮座字向イ

撰社廣嶺神社

無格

祭神素戔鳴尊

祭日六月七日

由緒

鎮座天保十三寅年三月建立

社殿間数

桁壹間半・梁壹間

境内坪数

拾四坪

祠堂

神崎繁雄

氏子戸数

無御座

右社敷地之儀、天保十三年寅年三月同村谷尾秀三郎所持地村方二買請、同年同月建立仕候二付、則売買証文所持罷在候

撰社廣峰神社

百姓持山

但私有地

百姓持山

社殿

(図略)

百姓持山

田

第四大区三小区

播磨国多可郡岩座神村鎮座字坂之下

村社五靈神社

稚産靈命

高皇産靈命

津速産靈命

祭神

神皇産靈命

祭日九月九日

火産靈命

由緒

建立年曆不詳

社殿間数

桁三間・梁貳間五尺

拜殿間数 桁五間・梁貳間

境内坪数 貳百六十三坪

祠掌 神崎繁雄

氏子戸数 貳拾七戸

末社金毘羅神社

祭神金山彦命

由緒 建立年曆不詳

社殿間数 桁壹尺五寸・梁壹尺

末社宮嶋神社

祭神龍神女神

由緒 建立年曆不詳

社殿間数 桁壹尺・梁壹尺

村社五霊神社

播磨国第四大区三小区岩座神村

鎮座字坂之下

百姓持山

社殿

殿拜

丸門

(図略)

北

百姓持山

川道

右神社取調書上候所相違無御座候、以上

右戸長

明治十年

谷尾市太郎

丑三月

(2) 近世後期から明治初年における村小入用・明細・証文

【史料10】享和四年「御貸附式朱判拝借証文之事」(同一一九二)

御貸附式朱判拝借証文之事

一元式朱判式拾五両 但去ル巳方来ル巳迄廿五ヶ年賦

年壹割利付返納可被仰付候分

内

五両 去ル巳方西迄五ヶ年分元金皆済

播州多可郡

一式朱判式拾両

岩座神村

但去ル戌方来ル巳迄式拾ヶ年賦

元金壹両宛返納

外

一式朱判式兩壹歩永五拾文

未利金

一同式兩永式百文

申同断

一同式兩永百文

酉同断

一同式兩

戌同断

一同壹兩三步永百五拾文

亥同断

一同壹兩三步永五拾文

子同断

一同壹兩式歩永式百文

丑同断

一同壹兩式歩永百文

寅同断

一同壹兩式分

卯同断

一同壹兩壹歩永百五拾文

辰同断

一同壹兩壹歩永五拾文

巳同断

一同壹兩永式百文

午同断

一同壹兩永百文 未同断

一同壹兩 申同断

一同三步永百五拾文 酉同断

一同三步永五拾文 戌同断

一同貳步永貳百文 亥同断

一同貳步永百文 子同断

一同貳步 丑同断

一同壹步永百五拾文 寅同断

一同壹步永五拾文 卯同断

一同永貳百文 辰同断

一同永百文 巳同断

小以利金貳拾七兩貳步永百文

但去ル戌方来ル已迄貳拾ケ年賦

利金壹兩壹步永百三拾文宛上納

右者寛政三亥年西国中国筋貳判為通用之御貸附被仰付候二付、私共

村方之儀も奉願質地差上奉拝借、去ル已方拾ケ年賦元利上納可仕候筈

之処、追々及困窮上納方差支候二付、極難治人拝借之分書面之金高年

延返納奉願候処、寛政九已方来ル已迄貳拾五ケ年賦年壹割之利附を以

相納候積り御下知相濟候処、元金者年賦御割合通り上納仕候得共、利

金者已午兩年計り相納、未申酉三ケ年分差滞、尚跡年李之分御割合通

上納差支候故、去ル未方来ル已迄貳拾三ケ年二可相納、利金去々戌方

来ル已迄貳拾ケ年二引平均上納仕度旨奉願候二付、御伺被成下候処、

右者先達而村々困窮之趣御伺御座候節、御手当定免并御貸附金之義も

廿五ケ年賦之積り年延被仰付候所、已午兩年計り相納、未申酉三ケ年

上納差滞翌未方来ル已迄廿三ケ年分利金廿ケ年二引平均上納相願候

段、格別二被仰付置候詮茂無之不束二候得共、再三難渋申立実々相違

茂無之、且当時差はまり村柄立直り候様出精仕候時節、三ケ年滞之利

金一時二御取立候而者、必至与差支可申趣御伺御座候段茂無余儀二付、

格別之訳を以御伺通被仰付候間、此已後右体難渋之願筋等不申立、以

来御割合通急度上納可仕旨被仰渡候様、此度御下知相濟候間、以来元

利共毎年十二月十日限り急度皆済仕、都而御願筋等仕間敷旨被仰渡奉

承知候、然ル上八元利共書面御割合通無滞滞上納可仕候、若拝借人期

月通上納相滞候ハ、証人村役人方へ別紙質地引請元利共無滞滞上納仕、

其上私共何分之御咎二茂可被仰付候、万一証人村役人引請候上二茂相

滞候ハ、惣百姓引請弁納仕少し茂御差支無之様可仕候、仍而為後日

之証人村役人加判之証文差上申所如件

柘植又左衛門元御代官所

播州多可郡岩座神村

享和四子年正月 拝借人

佐助(印)

同断 久兵衛(印)

同断 弥平次(印)

同断 李右衛門(印)

同断 鞍次郎(印)

同断 半左衛門(印)

同断

同断

同断

同断

与右衛門(印)

同断

文右衛門(印)

同断

清右衛門(印)

同断

茂右衛門(印)

証人

鞍次郎(印)

同

半左衛門(印)

百姓代

拜借人

藤左衛門(印)

年寄

同断

惣五郎(印)

庄屋

同断

政右衛門(印)

布施孫三郎様

生野

御役所

【史料11】文化十四年「子正月ろ十二月迄村中小入用帳」(同一)

一〇九

(表紙)

「文化十四年

子正月ろ

十二月迄 村中小入用帳

丑三月 播州多可郡

岩座神村」

一銀七匁貳分

是八大坂御陣屋入用掛屋相納申候

一同七匁三分

是八江戸浅草出所入用御座候

一同五匁

是八生野御陣屋入用御座候

一同拾三匁壹分八厘

是八播州郡中入用御座候

一同拾七匁七分三厘

是八御廻米諸入用仕候

一同七匁八分

右同断

一同拾貳匁五分六厘

是八大坂御陣屋入用掛屋相渡申候

一同拾三匁七分

是八播州郡中入用御座候

一同三拾七匁七分七厘

是八当郡中入用御座候

一同五拾七匁

是八庄屋御役所へ参節宿銭仕候

一同貳拾三匁五分

右同断

一同拾四匁三分四厘

是八御上納入用掛屋相渡申候

一同拾九匁五分

是八当組入用御座候

一同四拾目五分五厘

是八村中ゆせき道直人足代御座候

一同貳拾五匁

是八御廻状参り次村へ人足代仕候

一式拾目壹分

是八庄屋年寄村中立会御免割入用仕候

一同七匁壹分

是八村中山々札銭仕候

一同貳拾四匁五分

是八正五九月村中御日待人用仕候

一同拾匁五分

是八氏宮氏寺諸入用仕候

一米壹斗三升

是八御廻米入用仕候

一米壹斗五升六合

是八正五九月御日待人用仕候

一米壹斗六升六合

是八村中御免わり仕入用仕候

一米壹斗八升三合

是八村中山々札米仕候

一米壹石

是八庄屋給米仕候

一米貳斗

是八年寄給米仕候

一米六斗 山廻夫給米仕候

合銀三百四拾七匁五分八厘

米貳石四斗三升五合

本新共

惣村高九拾石五斗貳升六合

高拾石二付銀三拾九匁五分余当り

米「(貼紙)貳斗六升九合」当り

右者子正月ろ十二月迄村中小入用時分帳面注置、大小之百姓相談之上立会割方□少茂相違無御座候、其外日待祭礼之入用わり候茂紛無御座候、指遣百姓不殘連印仕指上申候、以上

播州多可郡

岩座神村

久兵衛(印)

李右衛門(印)

組頭 半右衛門(印)

多助 (印)
佐助 (印)

茂右衛門 (印)
藤四郎 (印)

組頭 半左衛門 (印)
与右衛門 (印)

重五郎 (印)

文化十四年 弥二郎 (印)

丑三月 清右衛門 (印)

藏治郎 (印)

百姓代 藤左衛門 (印)

年寄 惣五郎 (印)

庄屋 政右衛門 (印)

大津

御役所

【史料12】嘉永六年「仁王門修復諸人用控帳」(同二一五)

(表紙)

「嘉永六丑年四月

仁王門修復諸人用控帳

岩座神世話人中」

(挟込)

「請合定書之事

一二王門彩色之儀御約速通り二十ヶ年之間慥ニ請合申候事実止也、然ル上者若損知候節者申越し被成候半、早速罷出御直し申候、但し湿気雨漏嵐喰之義者得請合不申候、右請合定書仍而如件

丑嘉永六

八月日 的場村

峯吉 (印)

岩座神御村

役人中様

請入用覚

丑四月五日 村

一酒壺升 茂右衛門出

代

同 村

一半紙壺状^(替) 藤四郎出

同 村

一同式状 李右衛門出

同 同

一罎壺状 倉次郎出

同六日 同

一同壺状 文右衛門出

同十一日 同

一扇子五本 兵藏出

マトハ

一半紙壺束 忠蔵

代三匁

三月卅日

一扇子六拾本 同人

代九匁

多田村村中

一錢拾四匁七分

藤四良あすかり

豊部村中

一錢五匁 同人

箸荷井村中

一六匁壹分 同人

覚

丑十一月廿八日

一式匁五分 恵村(轟)

李右衛門あすかり

一錢札三匁五分 丹治村中

一錢壹匁八分 寺内枝

一錢壹匁 市原村中

×八匁八分

藤四郎

一拾六匁六分 棚釜村中

一五匁 豊部村中

一壹匁五分 山口村中

一四匁 安楽田町中

一壹匁八分三厘 中嶋村中

一三匁五分 鳥羽村中

一錢拾四分(8)九分 多田村

一六匁壹分 はせかい村

×五拾三匁四三り

御村々御世話人控

棚釜村 林右衛門・吉兵衛

多田村 九兵衛・義右衛門

奥荒田 茂作・重五郎

の場村 善次郎・忠蔵

同村 久左衛門・武右衛門

寺内村 良平・由松

西脇村 甚兵衛・権平

山野部村 忠兵衛・市郎右衛門

あら田 弥右衛門・甚右衛門

門前村 武蔵・庄兵衛

寺内枝 市兵衛

熊野部 六五郎・友蔵

豊部 義右衛門・弥兵衛

同村 藤吉・佐助

門 村 吉郎兵衛・弥右衛門

三谷村 弥右衛門・利兵衛

市原村 利兵衛・吉右衛門

西山村 伊兵衛・栄助

轟 村 義右衛門・定右衛門

清水村 弥平治・利右衛門

鳥羽村 勘兵衛・源兵衛

山寄上 林兵衛・吉右衛門

山口村 李右衛門・仁右衛門

丹治村 藤右衛門・六郎右衛門

大袋村 栄蔵・宇兵衛

中嶋新村 太平治・武左衛門

箸荷井 九郎兵衛・清右衛門

観音寺 勝兵衛・平右衛門

×郷領 彦九郎・弥兵衛

(裏表紙)

神光寺茂右工門

倉治郎

世 藤四郎

文右工門

話 半左工門

藤左工門

人 李左工門

竹蔵

【史料13】安政七年「去未正月の十二月迄村中小入用帳」(同二一九)

(表紙)

「安政七年

去未正月の十二月迄村中小入用帳

申三月 播州多可郡岩座神村」

一銀七拾弍分五厘 是八御役所江参り入用ニ御座候

一同三拾三分 是八御廻米ニ付所々江状持、其外諸入用銀ニ御座候

一同弍拾五分 御座候

一同弍拾三分四分 御年貢御廻米入用銀ニ御座候

一同弍拾三分 是八御用水・井堰入用銀ニ御座候

一同拾六分 是八所々江人足賃銀ニ御座候

一銀五拾五分六分 是八年内堂宮修覆入用御座候

一同五匁七分 是八氏宮祭礼之節村中立会、其節諸入用銀ニ御座候

一同四拾三分五分 是八生野御陣屋入用銀ニ御座候

一同九匁五分五厘 是八年中諸役其外品々入用銀ニ御座候

一同九匁五分五厘 是八瀧野・高砂先割銀ニ御座候

一同九匁五分五分 是八組割入用銀ニ御座候

一同拾五匁八分 是八惣代入用割銀ニ御座候

一同五拾九匁五分五厘 是八正五九月御日待入用銀ニ御座候

一同五拾五匁五分五分 是八猪鹿番賃銀ニ御座候

合銀五百八拾目三分七厘

高九拾石五斗弍升六合二割弍

但し高壺石二付

六匁四分壺厘六毛内二当ル

一米三斗壺升 是ハ御廻米二付入用米ニ御座候

一同式斗壺升五合 是ハ氏宮祭礼ニ付諸入用御座候

一米三斗式升五合 是ハ御免割其外所々入用ニ御座候

一同壺石 是ハ庄屋壺歩給米ニ御座候

一同六斗 是ハ歩行給米ニ御座候

一同式斗 是ハ年寄給米ニ御座候

一同壺石七斗五升五合 是ハ稲番其外道橋繕入用御座候

合米四石四斗三升五合

高九拾石五斗式升六合ニ割ル

但し高壺石二付

四升九合当り

播州多可郡岩座神村

竹藏(印)

久四郎(印)

友藏(印)

達五郎(印)

文右衛門(印)

兵藏(印)

市五郎(印)

種藏(印)

民藏(印)

勘右衛門(印)

清五郎(印)

佐兵衛(印)

太助(印)

駒之助(印)

藤左衛門(印)

孫三郎(印)

百姓代 藤四郎(印)

安政七年 年寄 茂右衛門(印)

申三月 庄屋 倉治郎(印)

羽田十左衛門様

御役所

前書見置もの也

羽田十左衛門

申三月 御役所(印)

【史料14】文久二年「去西正月を十二月迄村中小入用帳」(同一

九六)

(表紙)

「文久元年

去西正月を十二月迄村中小入用帳

戌三月 播州多可郡

岩座神村」

一銀七拾五匁五分五厘 是者御役所江参り候入用銀ニ御座候

改八匆引

一同三拾匆式分 是者御廻米二付所々江状持賃其外諸人用銀二御座候

改拾匆引 御座候

一同式拾九匆六分 是者御年貢御廻米入用二御座候

一同式拾三匆三分 是者御用水・井堰入用銀二御座候

改拾匆引

一同式拾三匆六分 是者所々江人足賃金二御座候

一同拾五匆九分 是者年内堂宮修履銀二御座候

一同六拾匆六分 是者氏宮祭礼之節村中立会、其節諸人用銀に御座候

式拾匆引

一同五匆壹分 是者生野御陣屋人用銀二御座候

一同三拾八匆五分 是者年中諸役其外入用銀二御座候

一同七匆五分五厘 是者瀧野・高砂先割銀二御座候

一同九拾七匆式分 是者組割入用銀二御座候

一同拾四匆八分 是者惣代入用銀割二御座候

改六拾式匆

一同五拾五匆五分二厘 是者猪鹿番賃銀二御座候

合銀五百八拾匆三分七厘 高九拾石五斗式升六合二割ル

但シ高壹石二付

六匆四分壹厘六毛内二当ル

一米式斗式升 是者御廻米二付入用米二御座候

一同壹斗八升五合 是者氏宮祭礼二付諸入用米二御座候

一同式斗八升 是者御免割其外品々入用米二御座候

一同壹石 是者庄屋壹歩給米二御座候

一米六斗 是者步行給米二御座候

一同式斗 是者年寄給米二御座候

一同壹石六斗五升 是者稻番賃其外道橋繕入用米二御座候

合米四石四斗三升五合

高九拾石五斗式升六合二割リ

但シ高壹石二付

四升九合二当ル

播州多可郡

岩座神村

竹藏(印)

久四郎(印)

友藏(印)

達五郎(印)

文右衛門(印)

市五郎(印)

佐助(印)

民藏(印)

勘右衛門(印)

清右衛門(印)

佐兵衛(印)

太助(印)

駒之助(印)

藤左衛門(印)

李右衛門(印)
倉次郎(印)

文久三年

戌三月

百姓代 藤四郎(印)

年寄 茂右衛門(印)

庄屋 兵藏(印)

羽田十左衛門様

御役所

前書見置もの也

谷町

戌三月御役所(印)

【史料15】元治元年「去亥正月の十二月迄村中小入用帳」(同一

二四)

(表紙)

「元治元年

去亥正月の十二月迄村中小入用帳

子三月 播州多可郡

岩座神村

一同式拾三匁六分 是八所々江人足賃銀二御座候

一同拾五匁五分 是八年内堂宮修覆入用二御座候

一同六拾目六分 是八氏宮祭礼之節村中立会其節諸人用へ御座候

一同五匁壹分 是八生野御陣屋入用銀二御座候

一同三拾八匁五分 是八年中諸役其外入用銀二御座候

一同七匁五分五厘 是八瀧野・高砂先割二御座候

一同九拾七匁三分 是八組割入用銀二御座候

一同拾四匁八分 是八惣代入用割銀二御座候

一同六拾匁五分五厘 是八正五九月御日待入用二御座候

一同五拾五匁五分式厘 是八猪鹿番賃二御座候

合銀五百八拾匁三分七厘

高九拾石五斗式升六合二割

但シ高壺石二付

六匁四分壺厘六毛内二当ル

一米二斗八升 是八御廻米二付入用米二御座候

一同壺斗八升五合 是八氏宮祭礼二付諸入用米二御座候

一同式斗八升 是八御免割其外品二入用米二御座候

一同壺石 是八庄屋壺歩給米二御座候

一同六斗 是八歩行給米二御座候

一同式斗 是八年寄給米二御座候

一同壺石六斗五升 是八稻番其外道橋繕入用二御座候

合米四石四斗三升五合

高九拾石五斗式升六合二割

一同式拾三匁三分

是者御用水井堰入用二御座候

一同式拾九匁六分

是者御年貢御廻米入用二御座候

一同三拾匁式分

御座候

一銀七拾五匁五分五厘 是者御役所へ参り候入用二御座候

一銀七拾五匁五分五厘 是者御廻米二付所々江状持、其外諸入用銀二

播州多可郡岩座神村

行藏(印)

久四郎(印)

友藏(印)

辰五郎(印)

文右衛門(印)

與右衛門(印)

佐助(印)

重五郎(印)

勘右衛門(印)

清右衛門(印)

新三郎(印)

太助(印)

半左衛門(印)

藤左衛門(印)

倉治郎(印)

幸三郎(印)

與市郎(印)

百姓代
藤四郎(印)

年寄
兵藏(印)

庄屋
茂右衛門(印)

元治元年

子三月

羽田十左衛門様

御役所

前々見置者也

羽田十左衛門

子四月御役所(印)

【史料16】元治二年「去子年正月の十二月迄村中小入用帳」(同一
三二)

(表紙)

「元治三年

去子年正月の十二月迄村中小入用帳

丑三月 播州多可郡

岩座神村

」

一銀七拾五匁五分五厘 是ハ御役所へ参り候入用銀ニ御座候

一同三拾匁三分 是ハ御廻米二付所々江状持、其外諸入用銀ニ
御座候

一同式拾九匁六分 是者御年貢御廻米入用銀ニ御座候

一同式拾三匁六分 是ハ御用水・井堰入用ニ御座候

一同式拾三匁三分 是ハ所々江人足賃銀ニ御座候

一同拾五匁五分 是ハ年内堂宮修覆入用ニ御座候

一同六拾匁六分 是ハ氏宮祭礼之節村中立会、其節諸入用ニ御
座候

一同五匁壹分 是ハ生野御陣屋入用銀ニ御座候

一同三拾八匁五 是ハ年中諸役其外入用銀ニ御座候

一同七匁五分五厘 是ハ瀧野・高砂先割ニ御座候

一同九拾七匁二分 是ハ組割入用銀ニ御座候

一同拾四匁八分 是ハ惣代入用銀ニ御座候

一同六拾五五分五厘 是八正五九月御日待入用銀二御座候
一同五拾五五分式厘 是八猪鹿番賃二御座候

合銀五百八拾五三分七厘

高九拾石五斗式升六合二割

但シ高老石二付

六匁四分老厘六毛内二当ル

一米式斗八升 是八御廻米二付入用米二御座候

一同老斗八升五合 是八氏宮祭礼之節諸入用米二御座候

一同式斗八升 是八御免割其外品々入用米二御座候

一同老石 是八庄屋老歩給米二御座候

一同六斗 是八歩行給米二御座候

一同式斗 是八年寄給米二御座候

一同老石六斗五升 是八稲番其外道橋繕入用二御座候

合米四石四斗三升五合

高九拾石五斗式升六合二割

但シ老石二付

四升六合二当ル

播州多可郡

岩座神村

竹藏(印)

久四郎(印)

友藏(印)

文右衛門(印)

辰五郎(印)

與右衛門(印)
佐助(印)

重五郎(印)

勘右衛門(印)

清右衛門(印)

新三郎(印)

太助(印)

半左衛門(印)

藤左衛門(印)

倉治郎(印)

幸三郎(印)

與市郎(印)

百姓代 藤四郎(印)

年寄 兵藏(印)

庄屋 茂右衛門(印)

元治三年

丑三月

齋藤六藏様

御役所

前書見置もの也

齋藤六藏

御役所(印)

【史料17】明治五年「去ル末年村中惣入用書上帳」(同一130)

(表紙)

「下帳(朱書)

明治五年

去ル末年村中惣入用書上帳

申八月 播磨多可郡岩座神村」

一永貳貫貳百七拾文

是者御役所江参り入用ニ御座候

一永貳百貳拾七文

是者御廻米ニ付状持賃ニ御座候

〆(朱書)貳貫四百九十七文

一永貳百三拾壹文五分

是者御用水井堰入用ニ御座候

一永八百拾七文貳分

是者年内堂宮修覆

〆(朱書)壹貫四十八文七部四毛

一永七百九拾七文五分

是者瀧野・高砂・大坂御廻米先割ニ御座候

一永壹貫文

是者氏宮祭礼之節諸入用御座候

一永四貫五拾文

是者郡中割ニ御座候

一永貳百五拾文

是者やわた八幡宮寄附御座候

一永八貫四百七拾壹文壹分分是者猪鹿番村中支配ニ御座候

一永四百七拾四文壹分分

是者永納封料

〆(朱書)九貫九百四十七文七部部

合永拾八貫五百七拾九文六毛

一米七斗五升六合

是者瀧野・高砂・大坂用米米ニ御座候

一米壹石

是者庄屋給米御座候

一米壹斗五升

是者年寄給米御座候

一米六斗

是者歩行給米御座候

合貳石五斗六合

此代永六貫八百九十壹文五部

(後略)

【史料18】文久二年「岩座神村明細帳」(同一143)

播州多可郡岩座神村

一御高八拾九石六斗七升貳合

外二八斗五升四合新田分

一家數貳拾軒

去酉年御改人別合百五人

去御改之後三人縁付仕候

去御改之後貳人死去仕候

一戌年御改人別〆百貳人内男五十八人・女四十四人

外二

真言宗寺 壹ヶ所

一当戌年御改家數貳拾軒

一当戌年 牛八疋百姓持ニ御座候

右者去ル酉年方見合家數之義ハ同斷、尤人別之義者三人減ニ御座候、

前書之通相違無御座候、以上

文久貳年戌三月 百姓代 藤四郎(印)

年寄 茂右衛門(印)

庄屋 兵藏(印)

羽田十左衛門様

御役所